

災害時緊急支援（移動県庁）設備 を活用した活動計画

（救援物資管理システム・提供可能物資管理システム版）

平成25年6月

和歌山県

(目次)

1	はじめに	・・・ 1
2	資機材の配置	・・・ 3
3	救援物資の供給要請	・・・ 4
4	救援物資の手配	・・・ 5
5	救援物資の受入	・・・ 6
6	物資保管場所の変更	・・・ 10
7	市町村等への供給	・・・ 11
8	需要量・在庫量等の公表	・・・ 15
9	棚卸しの実施	・・・ 16

平成24年11月 策定

平成25年6月 改正

1 はじめに

本計画では、災害情報収集分析システムのうち救援物資管理システムの活用計画を定めるものである。

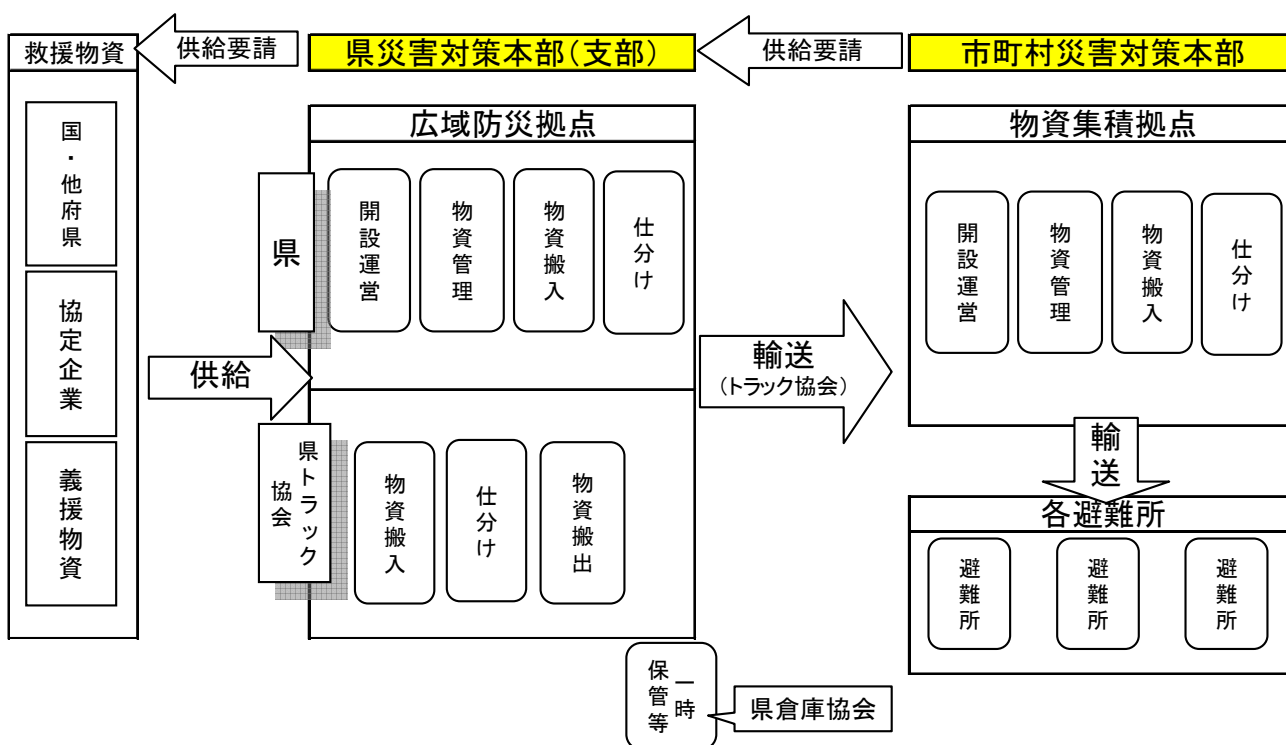
救援物資管理システムは、広域防災拠点が開設されるほどの大規模な災害となった場合に、災害対策本部（本庁）や広域防災拠点における物資の運用管理の処理を支援するシステムである。

主な内容は次のとおり。

- a 災害対策本部において支援者（協定企業、他府県等）からの受入を計画する。
- b 市町村における救援物資の必要量を把握して、配分計画の立案と払い出しを計画する。
- c 広域防災拠点では、救援物資の搬入出管理を行う。
- d 台帳上の在庫と実在する在庫が一致しているのかの突き合わせ（棚卸し）を行う。

(1) 救援物資の受け入れ等に係る全体の流れ

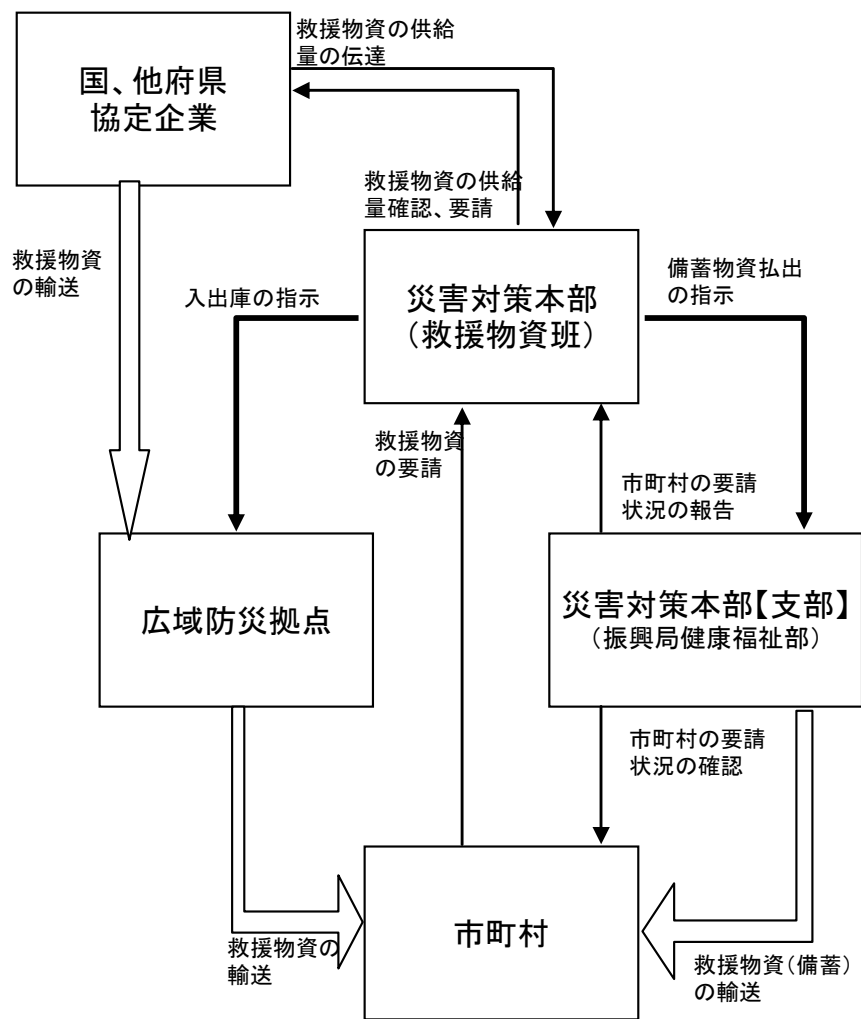
救援物資の供給要請から避難所への輸送の流れ



※和歌山県広域防災拠点受援計画から抜粋

救援物資等に係る基本的事項は、和歌山県広域防災拠点受援計画及び和歌山県災害対策本部応急対応マニュアルに定めるところによるものとし、本計画は救援物資管理システムを活用した実働的な内容を規定するものとする。

(2) 救援物資関連の事務の流れ



2 資機材の配置

(1) 災害時緊急支援（移動県庁）用設備

救援物資管理システム等を活用するために、広域防災拠点（物資集積拠点）に必要な資機材を配置する。

広域防災拠点名	保管場所	必要となる資機材
和歌山ビッグホエール	県庁総合防災課	移動県庁用パソコン（※1）、プリンタ（※1）、移動系防災行政無線3台（※2）、発電機2台（※2）、コードリール2台（※2）、延長コード5本（※2）、A4用紙（※2）、筆記用具（※2）
上富田スポーツセンター	西牟婁振興局 地域振興部	
新宮市市民運動競技場 （新宮市立佐野体育館）	東牟婁振興局 地域振興部	
橋本市運動公園 （橋本体育館）	伊都振興局 地域振興部	

※1 移動県庁用資機材として振興局に新たに配備する。

※2 広域防災拠点用等の資機材を搬入する（広域防災拠点によって資機材は異なる。）。

(2) 災害時緊急支援用（移動県庁）用設備の保管場所

資料編別紙3（移動県庁用資機材の保管）を参照のこと。

(3) その他資機材

広域防災拠点の運営に必要な他の資機材についても、和歌山県広域防災拠点受援計画に基づいて調達を行う。

3 救援物資の供給要請

(1) 市町村からの要請に基づく対応

和歌山県広域防災拠点受援計画による対応を行う（別紙4受援計画抜粋参照）。

(2) プッシュ型の物資輸送のための需要予測

ア 大規模災害時においては、市町村の行政機能がマヒするなど、初動期（1週間程度）に各市町村における物資の不足状況を把握できない場合がある。このため、予め想定している避難者数等を考慮して、市町村に対する供給量を予測する。

イ 市町村の行政機能がマヒしていない場合においても、避難所において必要な物資量を把握できていないときには同様に供給量を予測する。

（救援物資管理システムを参考とした供給量算出の一例）

供給量 食糧、生活物資等 1人あたりの需要量*×避難者数

（初期において必要であると思われる物資の需要を予測する）

*資料編別紙7において定めるものとする。

（災害発生時の計画変更により備蓄物資の種別や数値などを適宜変更すること。）

県によるプッシュ型の物資輸送については、救援物資管理システムに登録された基礎データを基にして算出された物資量を参考として予測するものとする（備蓄物資の払出のみ対応する。）。

(3) 災害時緊急支援要員からの報告に基づく対応

市町村の規模では十分に対応できないなど、当該市町村だけでは迅速かつ十分な災害対応ができない状況が発生するおそれがあることから、和歌山県庁から被災市町村の情報収集等を行うために災害時緊急支援要員が被災地に派遣されることもありうる。この場合、被災地の避難所にて物資が必要であると報告があったときは、市町村からの要請と同様に対応する。

この場合における報告は、災害情報収集システムを通じて行われることとなり、必要となる物資の内容については、救援物資管理システムの供給状況及び災害情報分析システムにより確認する。

(4) 在庫物資情報の提供

県備蓄物資、義援物資及び流通物資のうち既に集積所に保管している物資については、在庫物資として被災市町村に情報提供する。

(ア) 提供内容 品名、数量（救援物資管理システムの在庫表による。）

(イ) 提供手段 F A X等

4 救援物資の手配

(1) 備蓄物資

災害対策本部応急対応マニュアルに基づく対応を行う（資料編別紙5・6 マニュアル 抜粋参照）。

救援物資管理システムにて予め備蓄物資量を登録し、市町村への配分や払出の状況を適切に管理する。

(2) 流通物資

災害対策本部応急対応マニュアルに基づく対応を行う（資料編別紙5・6 マニュアル 抜粋参照）。

協定企業への要請については、市町村からの要請状況や県独自の物資の必要量の算出により、県全体でどの程度救援物資が必要であるのかどうかを把握し、要請を行う。

要請を行った状況や需要量、不要な物資の情報については、適宜、災害情報公開システムによりホームページに掲載する。

(3) 義援物資

災害対策本部応急対応マニュアルに基づく対応を行う（資料編別紙5・6 マニュアル 抜粋参照）。

その他は、協定企業の対応と同じ。

(4) 提供可能物資管理システムの活用

ア 物資の提供者

物資の提供者に提供可能物資管理システムのURL及びID/パスワードを配布して物資提供者は物資の種別（分類、中分類、品目、品名）、提供可能数量、提供可能期間を伝達する。

イ 救援物資班

物資の提供者において登録があった提供可能物資に対応して、必要量、必要期間を伝達し、提供が完了した場合には、受取数量等を伝達する。

5 救援物資の受入

(1) 受入計画（予定）

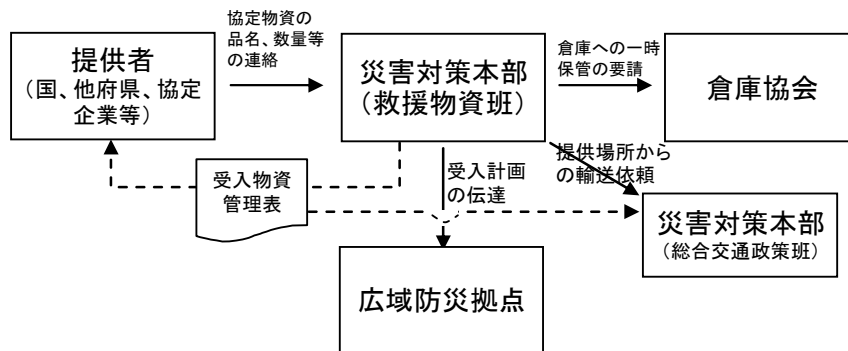
流通物資、義援物資については、要請を行った段階で受入計画として作成する。

- a 物資の提供者
- b 搬入者（配送業者）
- c 受取日時・場所
- d 受入物資の品名、数量等

受入物資管理票により、物資の提供者にFAX等を用い送付する。物資の輸送者は受入物資管理票をもとに、搬送先まで物資輸送する。救援物資において搬送先が協定企業の指定する場所にある場合、輸送手段の確保を総合交通政策班に依頼する。

広域防災拠点にて受入する場合、広域防災拠点物資班に入庫予定の連絡をする。

倉庫協会の協力による倉庫にて一時保管を行う場合、倉庫協会に必要書面により要請を行う。



※広域防災拠点を介さず、市町村にて直接受入を行う場合には受入計画の作成を要しない。

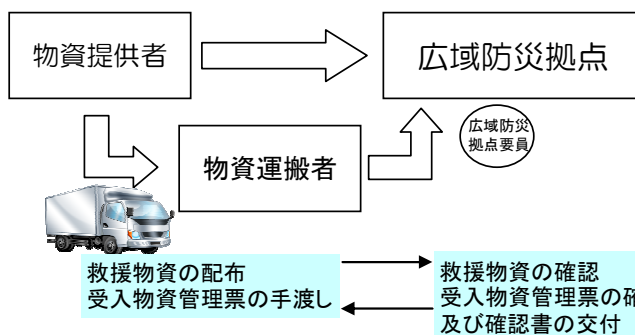
この場合においては、県広域防災拠点での受入に準じて、受入物資管理票や受入先の調整などを行う。

(2) 受入対応

ア 広域防災拠点において救援物資の受入を行う場合

受入にあたっては、次のとおり行う。

- (ア) 受入物資管理票を運搬者から受け取る。（保管用）
- (イ) 荷下ろしをする物資の品名、数量等を受入物資管理票とチェックする。
- (ウ) 救援物資管理システムの入出庫管理簿に検収した受入実績（品名、数量）、搬入者、受入日時、受入担当者などを登録し、出力した受入物資管理票を交付する。



救援物資名	
規格	
数量	

梱包内の内容が分かるように上記のようなラベルを段ボール等に貼付

受入後、段ボール等に救援物資の名称が記載されていない場合には、次のような内容が分かるラベルを貼付する。

○救援物資名、規格、数量

イ 倉庫協会に保管を依頼して受け入れを行う場合

本部（救援物資班）から保管を依頼する。依頼方法等は、協定に基づく保管要請書による。内容については次のとおり。

(ア) 災害の状況及び応援を要請する事由

(イ) 応援を必要とする保管倉庫・内容等

a 保管場所（位置）

b 保管期間（日数）

c 保管物資等の種類（品名、数量）

(ウ) 物資の仕分場所の提供について必要性の有無

(エ) その他参考となる事項

倉庫協会の保管倉庫で受入を行う場合、受入確認（受入物資の品名・数量等）のため本部（救援物資班）から現地に職員を派遣するか若しくは倉庫協会に受入確認を依頼する。

ウ 受入計画の修正

受入を計画した救援物資と実績が異なる場合には、受入計画の修正を行う。

エ その他

受入した物資に付随しているパレット等について、返却を求められる場合に備え、受入物資管理票にパレット数等を記録しておく。

(3) 配置（広域防災拠点）

受入した物資を配置させる。（協定締結先のトラック協会の協力の下で実施することが望ましい。）

配置に関する考え方（一例）

ア 入庫エリア、出庫エリア、保管エリア、仕分けエリア、バラ物資保管エリア、梱包エリア等を分ける。

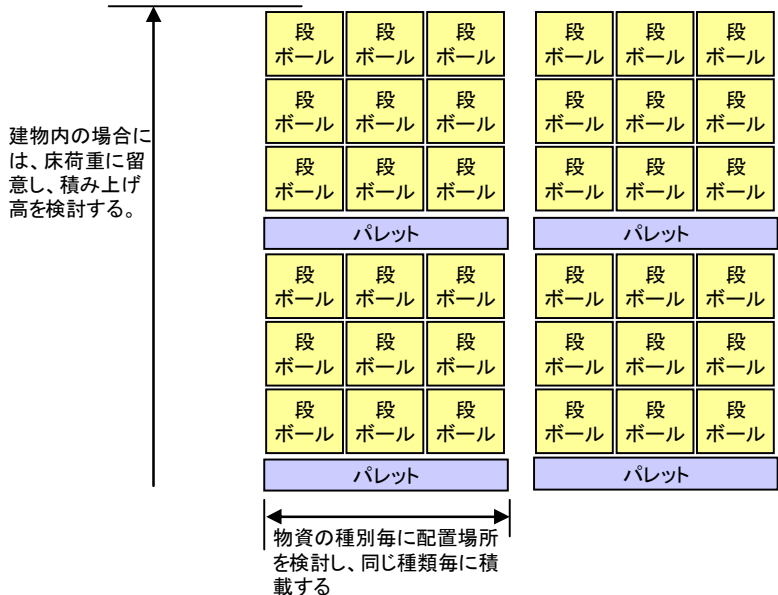
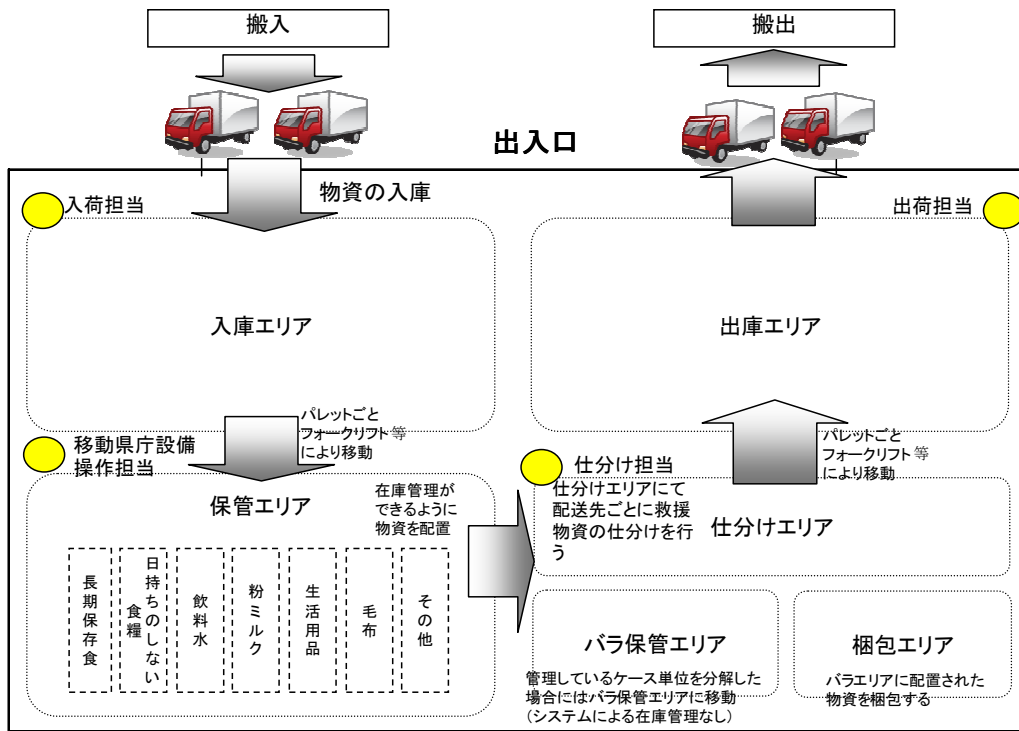
イ 積み出し等を考慮して、パレット単位で配置する。（フォークリフト等により移動）

ウ 出入りが頻繁になる物資と出入りが少ない物資によって配置を検討する。

エ 屋内施設の場合には、床荷重も考慮する。

（参考：ビッグホエール「アリーナ 5 t/m²」、「軽運動場 1 t/m²」）

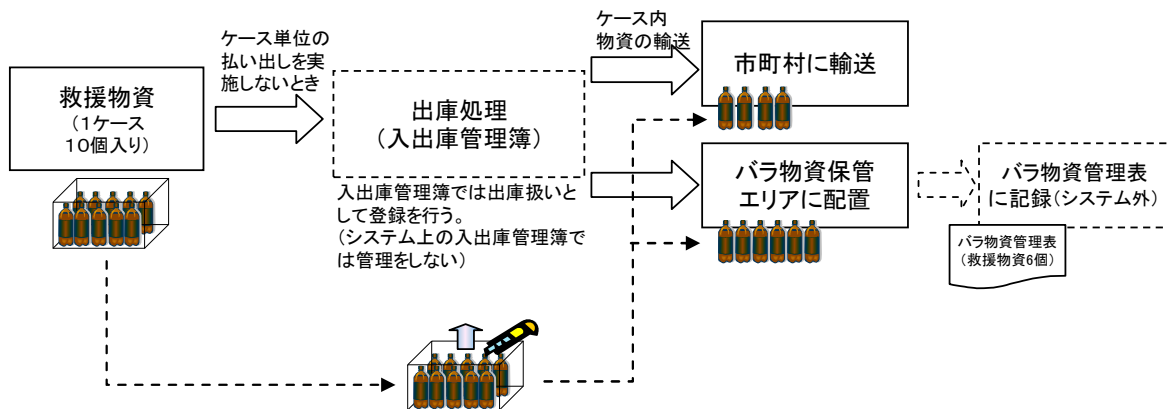
水 2 L：6 本入りの場合：アリーナ：2 5 箱程度、軽運動場：4 箱程度 積載可能



物資の管理単位については、在庫管理の観点から原則としてケース単位とする。
 実在庫とのチェック（棚卸し）のため箱数等確認できるよう配置する。
 配置場所等については、わかりやすいようホワイトボード等に記載しておくこと。

(4) バラ物資の管理

物資の需要量が小さく、段ボール等のケース梱包をバラにする場合には、その段階で、
 出庫計画・出庫実績を登録し、入出庫管理簿上の在庫をゼロにする。
 バラ物資の管理が必要な場合には、現地にて別途バラ物資管理表を作成して管理するものとする。



(5) 物資の受取り後の処理

災害対策本部（救援物資班）において次のとおり確認する。

- ア 輸送機関から「受入物資管理票」、「払出物資管理票」を受け取る。
- イ 「受入物資管理票」、「払出物資管理票」により入出庫管理簿を確認する。
(救援物資管理システムの入出庫管理簿の閲覧により確認)

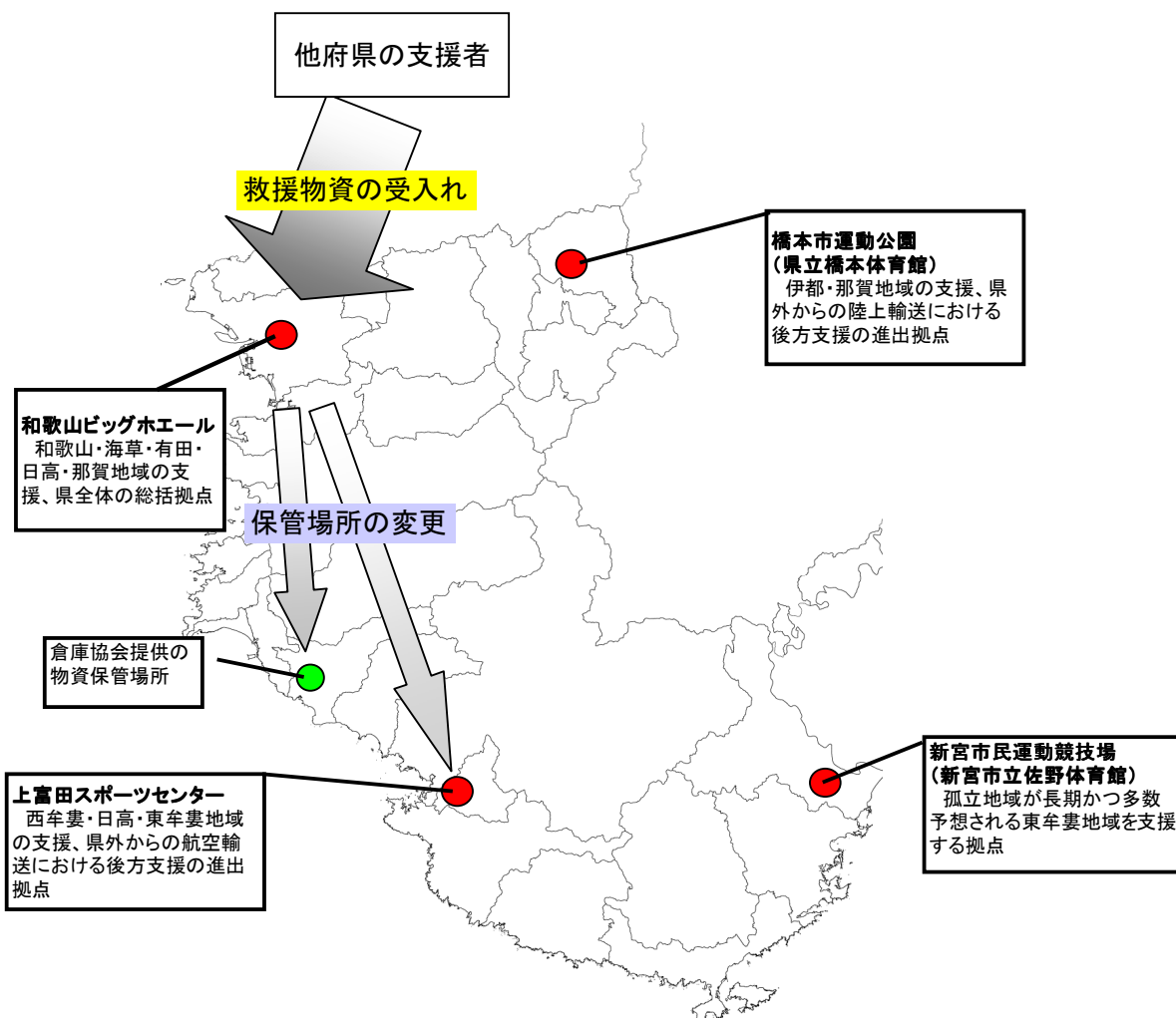
6 物資保管場所の変更

一旦、広域防災拠点等に受入した物資などの保管場所を変更するときは、救援物資管理システム内の入出庫管理簿に登録された保管場所を変更するため、次のとおり取扱うこととする。

想定されるケース

広域防災拠点内に在庫が多くなったとき。

特定の広域防災拠点に特定の物資がかたまり、域内支援のため別拠点への移動が必要であるとき。



- ア 出庫を行う物資保管場所（広域防災拠点等）にて払出計画を立てる。
- イ 移動させる先の物資保管場所（広域防災拠点等）にて受入計画を立てる。
- ウ 払出計画を作成後、出力する払出物資管理票を総合交通政策班に渡す。
（管理票の欄外に配置換えと記載）
- エ 総合交通政策班から輸送機関（トラック協会等）に依頼する。
- オ 物資保管場所に輸送機関（トラック協会等）が到着後に、物資を積み込む。
（出庫実績を登録する。）
- カ 移動させる先の物資保管場所にて、物資の確認を行い、払出物資管理票を引き取る。
（入庫実績を登録する。）

7 市町村等への供給

(1) 配分計画（予定）

ア 流通物資・義援物資の配分

市町村からの要求状況に基づき、広域防災拠点の在庫量から支援地域に対応して按分した配分計画を作成する。

(ア) 配分計画で決定する事項

- a 供給物資の品名（規格：分類・中分類・品目・品名）
- b 供給数量（数量単位、ケース単位）
- c 物資保管場所（広域防災拠点等）

広域防災拠点（物資集積場所）に対応した支援を行う地域は次のとおり。

- (a) 和歌山ビッグホエール 和歌山、海草、有田、日高、那賀地域
- (b) 上富田スポーツセンター 西牟婁、日高、東牟婁地域
- (c) 新宮市民運動競技場（新宮市立佐野体育館） 東牟婁地域
- (d) 橋本市運動公園（県立橋本体育館） 伊都、那賀地域

※参考となるデータについては、救援物資管理システムから出力確認する。

上記に関わらず、市町村の被害状況、物資の不足状況、緊急性などを考慮して、配分計画を立案する。

イ 備蓄物資の配分

基本的には、上記ア(ア)配分計画で決定する事項と同様に対応を行うものとするが、次の点が異なることに注意する。

市町村からの要求がない場合であっても、プッシュ型による救援物資の配分を行う。この場合においては、別途算出した供給の予測量を参考にする。

備蓄物資の保管場所に対応した支援を行う地域は次のとおり。

- (a) 海草振興局健康福祉部 和歌山、海草地域
- (b) 那賀振興局健康福祉部 那賀地域
- (c) 伊都振興局健康福祉部 伊都地域
- (d) 有田振興局健康福祉部 有田地域
- (e) 日高振興局健康福祉部 日高地域（みなべ町を除く）
- (f) 西牟婁振興局健康福祉部 西牟婁地域（みなべ町を含む）
- (g) 東牟婁振興局健康福祉部 東牟婁地域（新宮市、那智勝浦町、太地町、北山村）
- (h) 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁地域（串本町、古座川町）

(2) 払出計画（予定）

ア 配分計画の立案後、払出計画を作成する。

(ア) 払出計画は、市町村の要求時に把握した次の事項を確認する。

- a 物資の要請者
- b 要請者への引き渡し予定日時、引き渡し場所

c 引取り責任者（職・氏名・連絡先）

d 出庫日時

(イ) 物資の出庫量等に関しては、配分計画の内容に基づき行う。

a 供給物資の品名（規格：分類・中分類・品目・品名）

b 供給数量

c 物資保管場所（広域防災拠点等）

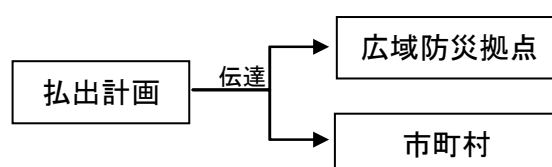
イ 払出計画を作成し、救援物資管理システムに登録し、払出物資管理票を出力する。

ウ 当払出物資管理票を、総合交通政策班に送付する。

エ 総合交通政策班は、輸送方法等を調整の上、輸送機関に伝達する。

（陸送の場合は、基本的に社団法人和歌山県トラック協会にて実施する。）

オ 払出計画の作成後、該当する広域防災拠点の物資班に伝達する。また、併せて市町村への伝達を行う。



カ 市町村の行政機能がマヒしている場合

移動県庁現地情報収集要員によって情報収集したニーズを基に、直接避難所に救援物資を輸送するかどうかの検討を行う。

※救援物資の管理は、原則としてケース単位とするため、ケースをバラして出庫する必要がある場合には、一旦出庫扱いとして、入出庫台帳に記録する。在庫については、バラ物資管理表による管理とする。

※備蓄物資の払い出しについては、出庫計画の立案は行わない。（出庫実績登録のみ）

(3) 払出計画の伝達（広域防災拠点）

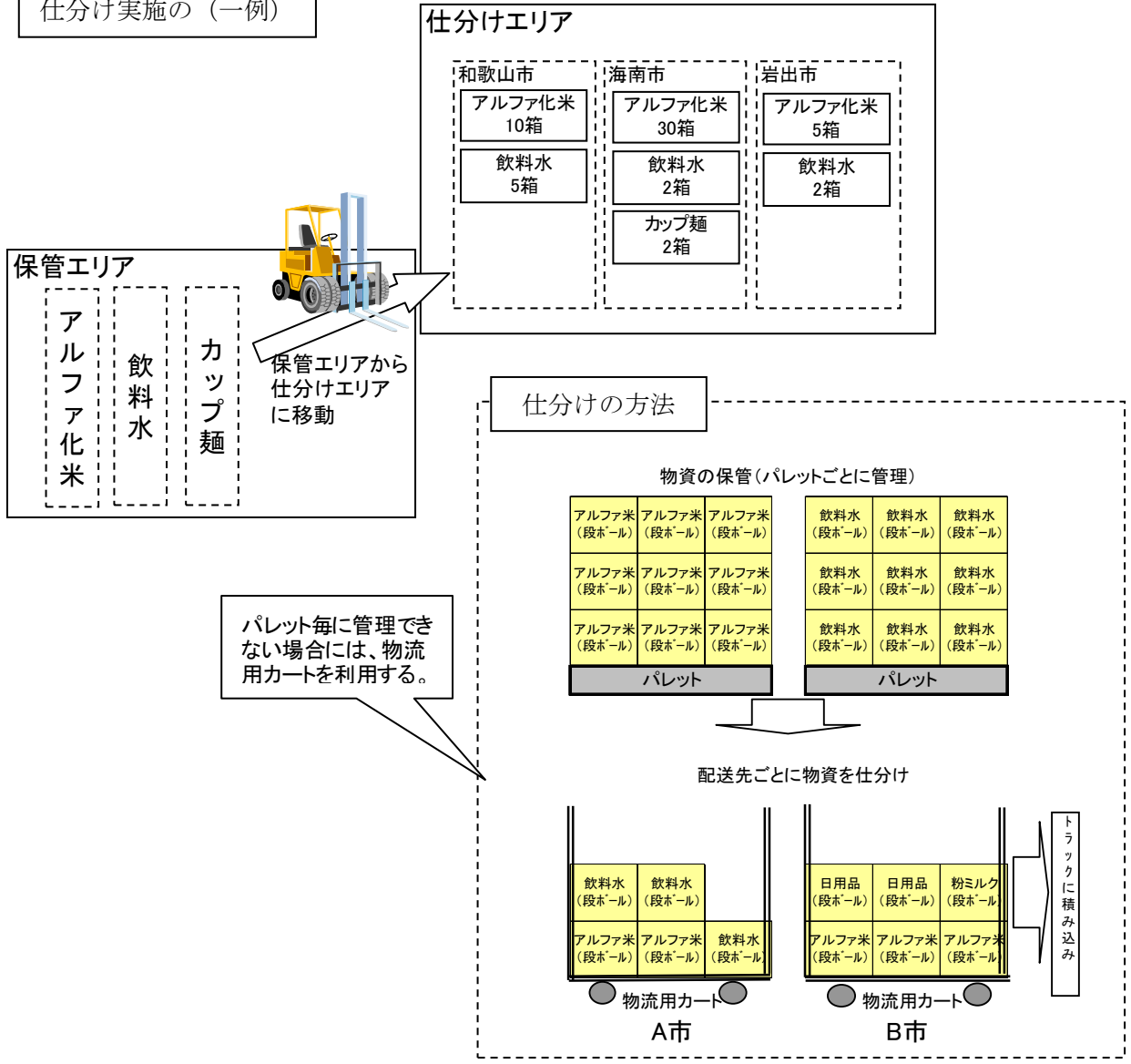
本部から払出計画の伝達があった場合、救援物資の配送先、品目毎に仕分けを行う。

（原則として、パレット単位の払出を検討する。）

仕分けの際に、ケースをバラして輸送する必要がある場合、バラ物資保管エリアに一旦配置を行い、物資の梱包を実施する。

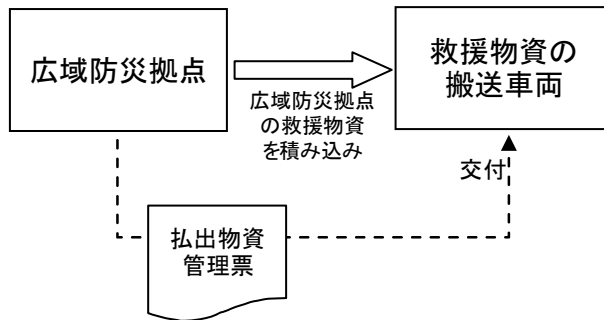
仕分け等については、物流の専門業者に依頼することが望ましい。

仕分け実施の（一例）



(4) 払出

- ア 払出物資管理票を基に、搬送車両等に物資の積込を行う。
- イ 輸送先別、トラック毎に払出物資管理票を搬送車両の運転者に手渡す。
- ウ 払出物資管理票を出力し、広域防災拠点にて保管する。



【広域防災拠点以外の保管場所（倉庫協会提供の場所等）から救援物資を出庫する場合】
倉庫管理者等に払出物資管理表を事前に送付し、現地にて搬送車両の運転者に手渡すよう

に指示する。

市町村への供給状況を記録する。

○要請に対する供給状況の記録

要求物資名	要求数量	供給数量	供給日
アルファ化米	100食	50食	○年○月○日
		20食	○年○月△日

(5) 市町村への物資引渡し後

災害対策本部（救援物資班）において次のとおり作業を行う。

- ア 調達グループより「払出物資管理票」を受け取る。
- イ 「受入物資管理票」、「払出物資管理票」により入出庫管理簿を確認する。
- ウ 物資供給済情報の救援物資管理システムへの登録する。
(市町村の要請情報に対して、供給結果を入力する。)

8 需要量、在庫量等の公表

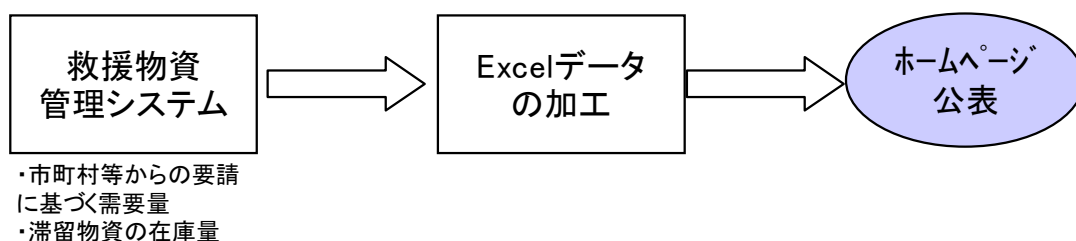
(1) 公表の目的

市町村から要請に対し、備蓄物資、広域防災拠点の在庫や県の調整だけでは不足する物資については、他府県等からの大口の義援物資を募るため、物資の品名や数量をホームページ上に公表する。また、報道機関等に不足量の情報提供をすることにより、供給量を確保する。

広域防災拠点内の滞留在庫の物資について、他府県等から義援物資が届かないようにするため、ホームページ上に公表し、報道機関等に在庫量の情報提供をする。

(2) ホームページによる公表の方法

救援物資管理システムから出力を行ったデータにより行う。



9 在庫物資の棚卸し

(1) 棚卸しとは

広域防災拠点における物資の在庫量については、救援物資管理システムにより実績を入力し、記録しているため、理論上は現実の在庫量と一致するが、システムへ入力する際の人為的ミスや入庫時の確認洩れなどにより、システムと現実の在庫が一致しないことが生じるおそれがある。

このため、システム上の在庫と現実の在庫と一致させるため棚卸しを実施し、システム上の在庫を調整する。

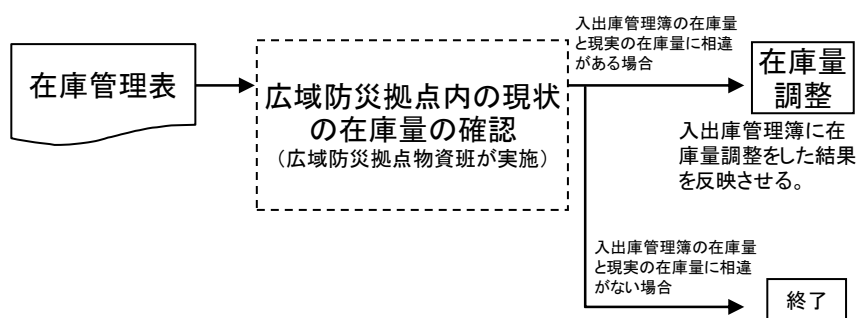
(2) 棚卸しの実施

棚卸しは、災害対策本部（救援物資班）の指示により広域防災拠点（物資班）において行うものとし、概ね1週間に1回程度実施するものとする。

広域防災拠点における棚卸しの流れは次のとおり。なお、棚卸しは救援物資の入出庫が比較的少ない時間帯に実施する。

- (ア) 救援物資管理システムから在庫表を出力する。
- (イ) 在庫管理表を基にして現実の在庫を確認する。（物資班の人員により手分けをして実施）
- (ウ) 在庫管理表と現実の在庫が一致しない場合は、その相違数をチェックする。
- (エ) 相違数について、救援物資管理システムに登録する。

システムへの登録後は、広域防災拠点（物資班）から災害対策本部（救援物資班）に報告する。



(3) 繰越処理

棚卸実施後に必要に応じて繰り越し処理を行う。

(繰越処理により済データが過去データ扱いとなる。)